

大阪にぎわい創出発信事業実行委員会
公募型プロポーザル方式 応募提案・見積心得

（目 的）

第1条 この心得は、大阪にぎわい創出発信事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び随意契約における企画・技術提案及び価格提案（以下「応募提案」という。）並びに見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 応募提案者及び契約候補者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）、大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める額以上のもの（以下「特定調達」という。）に係る随意契約については、応募提案者及び契約候補者は、前項に定めるもののほか、同政令及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。

（公正な応募提案の確保）

第3条 応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

- （1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- （2）他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- （3）契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- （4）契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- （5）応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- （6）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(公募要項等の熟知)

第4条 応募提案者は、実行委員会の公募要項及び仕様書等に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知の上、応募提案しなければならない。この場合において、公募要項及び仕様書等について疑義があるときは、実行委員会が指定した方法により実行委員会に対し説明を求めることができる。

(見積書の作成等)

第5条 契約候補者は、実行委員会が指定した様式により見積書を作成し、提出しなければならない。

- 2 見積書は、実行委員会が指定した方法により提出する。
- 3 見積書が、実行委員会が指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。
- 4 見積書を提出した後は、訂正することはできない。
- 5 前各項の規定は、実行委員会が別に指示する場合は、適用しない。

(見積りの辞退)

第6条 契約候補者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、実行委員会の承認を得て、見積りを辞退することができる。

- 2 契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、実行委員会が指定する様式により辞退承認申請書を作成し、実行委員会へ提出するものとする。
- 3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 契約候補者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、実行委員会が必要と認めるときは、契約の相手方としないことがある。

- 2 前項の場合において、実行委員会が調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

(再度見積り)

第8条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内の見積りをした場合であっても、再度見積りを依頼することがある。

- 2 前項の場合において、再度見積り依頼を受けた契約候補者が辞退した場合であっても、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 契約候補者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 所在地、商号または名称、代表者氏名の記載を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り

- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 虚偽その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) 同一の見積合せについて、2以上の見積りをした者の見積り
- (8) 実行委員会から示した条件以外の条件を付した見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第10条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、その者を契約の相手方とする。

2 契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者として決めた者があるときは、第5条から前条まで及び前項の規定を準用する。

(契約相手方決定の通知)

第11条 前条の規定により契約の相手方となった者（以下「契約相手方」という。）は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

(契約書等の提出)

第12条 契約相手方は、実行委員会から交付された契約書に記名押印し、これを実行委員会に提出しなければならない。

2 記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(異議の申立)

第13条 契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 その他公募型プロポーザル方式に関する応募提案及び見積りに際しては、実行委員会の指示に従うこと。